

職員採用選考募集案内

令和 6 年度に採用するパートタイム会計年度任用職員（保健師・看護師）の選考を次のとおり実施します。

1 募集する職

職の名称	パートタイム会計年度任用職員（保健師、看護師）
職務内容	高齢者の保健事業・介護予防の一体的実施に関わる業務、介護予防に関わる業務、認知症施策に関わる業務
募集人数	1 名
応募要件	次の条件を満たしている人 ・ 保健師、看護師の資格を有する人 ・ 介護予防に関して理解があり、高齢者福祉に必要な熱意と識見を持っている人 ・ パソコン（Word,Excel,PowerPoint）の操作ができる人 ・ 普通自動車運転免許を取得している人

地方公務員法第 16 条に定められている欠格条項に該当する人は、応募できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

応募時点で岡崎市の職員として任用されている人又は「2 任期」に掲げる任期中に岡崎市の職員として任用される予定の人は、応募できません。ただし、次のいずれかに該当する人は応募できます。

- ・ 応募時点で岡崎市の職員として任用されている人で、「2 任期」に掲げる任期までに任期が満了する予定のもの
- ・ 任用されている又は任用される予定の岡崎市の職員としての勤務時間が、募集する職の勤務時間と合わせて 1 日当たり 7 時間 45 分未満かつ週当たり 38 時間 45 分未満の人

2 任期

令和 6 年 9 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日

(任用の日から原則 1 月の間は条件付採用期間となります。)

任期が満了した後の任期の更新の取扱いは地方公務員法の定めのとおり

3 勤務場所等

- (1) 勤務場所 岡崎市役所 福祉部長寿課
- (2) 受動喫煙防止措置 敷地内禁煙 (特定屋外喫煙場所あり)

4 採用区分

区分	勤務時間	
	通常の場合	特別な勤務に従事する場合
ロングパ ート	原則、1 日 6.75 時 間の週 5 日	原則、4 週を超えない期間のうち 1 週 当たり 33 時間 45 分

休憩時間は除きます。

5 勤務時間等

- (1) 始業、終業の時刻

原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの範囲内で、「4 採用区分」の区分ごとに掲げる勤務時間に休憩時間を加えた時間数で、始業、終業の時刻を定めます。

- (2) 休憩時間

60 分 (勤務形態による)

- (3) 週休日

毎週日曜日及び土曜日、長寿課長が勤務時間を割り振らない日、並びに祝日法による休日及び年末年始 (12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで)

- (4) 所定時間外勤務 有

ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合で、公務の運営に著しい支障が生ずると任命権者が認めるときに限る。

6 給与等

- (1) 給与

ア 報酬 (令和 6 年 4 月 1 日時点)

月額 201,433 円

イ 期末手当

有 ただし、任期が 6 月未満の場合は無

ウ 勤勉手当

有 ただし、任期が 6 月未満の場合は無

- (2) 費用弁償

通勤距離が片道 2 キロメートル以上の場合、通勤手段に応じて費用弁償を支給

その他の給与等の決定、計算、締切り及び支払いの時期については、岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等のとおり

7 加入保険等

(1) 雇用保険

勤務条件により加入あり

(2) 健康保険（共済組合）及び厚生年金

勤務条件により加入あり

(3) 災害補償

岡崎市非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償の適用あり

8 応募方法

次の書類を作成し、令和6年6月28日（金）までに、「10 問合せ先」へ持参又は郵送で提出してください。

(1) 岡崎市会計年度任用職員採用選考申込書兼履歴書

(2) 岡崎市会計年度任用職員採用選考用作文用紙

(3) 応募要件に定める資格・免許等を証明する書類の写し

提出書類は一切お返しできません。

9 選考方法及び選考結果

(1) 選考方法

面接及び提出いただいた書類により選考します。面接については、次のとおりです。

日時：随時

場所：岡崎市役所 福祉部長寿課予防係（福祉会館1階）

詳細は、後日担当者から連絡します。

(2) 選考結果

選考結果は、合格・不合格を問わず本人に連絡します。

10 問合せ先

444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所 福祉部長寿課予防係（福祉会館1階）

電話：(0564) 23-6404（直通）

FAX：(0564) 23-6520

地方公務員法上の服務に関する規定及び懲戒処分等の規定の適用があります。

勤務条件等は、採用されるまでの給与関係及び勤務時間関係の条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。